

## 『世界仏教文化研究』編集委員会に関する内規

(名称)

第1条 本会は『世界仏教文化研究』編集委員会(以下、編集委員会)と称し、事務局を龍谷大学大宮学舎白亜館3階 世界仏教文化研究センター共同研究室内に置く。

(目的)

第2条 編集委員会は、海外の研究者・仏教者・宗教者との相互交流を進め、世界各地の大学・研究機関等とセンターとの連携を促進するために、年1回『世界仏教文化研究』を編集・発行する。

(2) 編集委員会は、本誌に掲載する論文・書評・訳注研究などを受理し、審査し編集する。

(編集委員構成)

第3条 編集委員長(以下、委員長)は、龍谷大学世界仏教文化研究センター長がその任にあたるものとする。また、本誌編集長を兼務する。

(2) 委員長は編集委員会を主催し、本誌の編集・発行を統括する。

(3) 編集委員は、委員長が推薦し、龍谷大学世界仏教文化研究センター運営会議の承認を得て任命される。

(4) 委員長および編集委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(編集委員会)

第4条 編集委員会は、委員長の招集によって随時行い、委員長がその議長となる。

(2) 編集委員会は、主に以下に掲げる事項について決定する。

- ・ 発刊スケジュールに関すること。
- ・ 各号の内容(コンテンツ)の策定に関すること。
- ・ 論文執筆依頼に関すること。
- ・ 査読者の選定に関すること。
- ・ 発刊に伴う予算に関すること。
- ・ 編集委員会会則、投稿規程、執筆要領の立案ならびに修正。
- ・ その他、編集発行における重要事項。

(3) 編集委員会を開催できない場合は、電子メールにて審議を行う。

(4) 議事は、編集委員の過半数の同意によって決定する。

(任務)

第5条 編集委員に任命された者は、第4条に掲げた事項以外に、投稿論文・書評・訳注論文などの査読を主な任務とする。

(2) 原則として、一論文につき二名の編集委員が査読を行う。

(3) 査読者は、委員長が指名する。

(4) 査読者は、専門が異なる等の理由で適切な査読ができない場合、委員長の許可を得て外部の専門家に査読を委任することができる。

(5) 査読はできるだけ速やかに行い、結果を以下の四段階で編集委員会に示さなければならない。

(A) そのまま掲載を許可する。

(B) 軽微な修正の上、掲載を許可する。

(C) 指示事項に従い大幅に修正の上、再審査を行う。

(D) 掲載不可。

(6) 査読結果は、編集委員から執筆者に伝えられる。

(付則)

第6条 この内規の改正または廃止は、編集委員の発議により編集委員会において決定する。

(2) この内規は、2016年7月1日から施行する。

以上